

- 「福島第一原子力発電所 運用時、事故・トラブル等発生時の通報基準・公表方法」（以下、「通報基準・公表方法」）は、迅速かつ的確な情報発信を目的に2013年9月から運用を開始しています。
- 「通報基準・公表方法」は、実際の運用や設備追加等の状況変化を踏まえて、必要に応じ改訂※<sup>1</sup>しています。
- 今回、設備の運用変更や記載の適正化を踏まえ「通報基準・公表方法」を改訂し、2月7日から運用を開始します。
- 「通報基準・公表方法」は、国や自治体とご相談しながら、迅速かつ的確な情報発信ができるよう、適宜改訂してまいります。

### <主な改訂ポイント>

- ① 実施計画Ⅲ第2編第61条及び関連条文見直しに伴う改訂※<sup>2</sup>（5・6号機所内電源）
- ② 実施計画Ⅲ第1編第22条及び関連条文見直しに伴う改訂※<sup>2</sup>（使用済燃料プール設備）
- ③ 2023年11月14日より行っている、使用済燃料プール設備における「通報基準・公表方法」の読み替え箇所を反映
- ④ 1～3号機原子炉注水量変更時における条件追記
- ⑤ 原子炉格納容器ガス管理設備における監視対象の明確化
- ⑥ 排水路放射線モニタトラブル時における通報除外条件追記
- ⑦ 地下水バイパス設備における記載の適正化
- ⑧ 記載の適正化（通報基準・公表方法内の記載統一）に伴う改訂

※1：前回改訂日\_2023年8月24日

※2：2024年11月21日、実施計画一部補正認可

# ①実施計画Ⅲ第2編61条及び関連条文見直しに伴う改訂（5・6号機所内電源）

- ▶ 外部電源喪失時にディーゼル発電機を起動して5・6号機の使用済燃料プールを即時に冷却を再開する必要がないことから、5・6号機のディーゼル発電機を起動できる状態に維持する必要がなくなった。
- ▶ ディーゼル発電機起動のために確保していた外部電源が不要となったことから、5・6号機の外部電源1回線確保が運転上の制限の項目から除外となったため、通報基準上の当該箇所を削除する。

電源関係	外部電源停止	トラブル	●全ての外部電源が停止した場合	○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●応急処置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後（実施した場合） ●復旧時
			●運転上の制限からの逸脱 ・外部電源が以下の回線数を満足できない場合 1～4号機：2回線 5、6号機：1回線 （送電線事故等による瞬停時及び計画的な電源切替等による停止を除く）	○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●応急処置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後（実施した場合） ●復帰宣言（あるいは取下げ）後 ●復旧時

変更前	変更後
<ul style="list-style-type: none"> <li>●運転上の制限からの逸脱</li> <li>・外部電源が以下の回線数を満足できない場合</li> <li>1～4号機：2回線</li> <li>5、6号機：1回線</li> <li>（送電線事故等による瞬停時及び計画的な電源切替等による停止を除く）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●運転上の制限からの逸脱</li> <li>・外部電源が以下の回線数を満足できない場合</li> <li>1～4号機：2回線</li> <li><del>5、6号機：1回線</del></li> <li>（送電線事故等による瞬停時及び計画的な電源切替等による停止を除く）</li> </ul>

## ②実施計画Ⅲ第1編22条の条文記載の適正化に伴う改訂（使用済燃料プール設備）

- 第22条「使用済燃料プール一次系系統の漏えい監視」において「一次系系統の異常な漏えいがないこと」が求められている。
- この条文は、「建屋外（環境）に漏えいすることがない」よう規定したものであり、現在の条文記載では内容が読み取れないため、今回、当該趣旨に沿った形で記載を適正化する。

使用済燃料プール設備 使用済燃料プール冷却系 (5・6号機、 共用プール、 1・2号機)	漏水 スキマサージタンク 等水位変動	トラブル	●使用済燃料プールからの継続的な漏水 ・漏えいが継続している場合	○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●応急処置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後（実施した場合） ●復旧時
			●運転上の制限からの逸脱 ・一次系の異常な漏えい (スキマサージタンクの自然減以外の水位低下及び隔離が不可で漏えい拡大防止が困難な冷却系配管からの漏えい)	○	●逸脱宣言後30分以内を目安に通報 ●応急処置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後（実施した場合） ●復帰宣言（あるいは取下げ）後 ●復旧時
使用済燃料プール設備 使用済燃料プール冷却系 (3・4号機)	漏水 スキマサージタンク 等水位変動	トラブル	●使用済燃料プールからの漏水	○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●応急処置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後（実施した場合） ●復旧時
			●運転上の制限からの逸脱 ・一次系の異常な漏えい (スキマサージタンクの自然減以外の水位低下及び隔離が不可で漏えい拡大防止が困難な冷却系配管からの漏えい)	○	●逸脱宣言後30分以内を目安に通報 ●応急処置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後（実施した場合） ●復帰宣言（あるいは取下げ）後 ●復旧時

変更前	変更後
<ul style="list-style-type: none"> <li>●運転上の制限からの逸脱</li> <li>・一次系の異常な漏えい</li> </ul> <p><u>(スキマサージタンクの自然減以外の水位低下及び隔離が不可で漏えい拡大防止が困難な冷却系配管からの漏えい)</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●運転上の制限からの逸脱</li> <li>・一次系の異常な系統水の建屋外への漏えい</li> </ul> <p><u>(スキマサージタンクの自然減以外の水位低下及び隔離が不可で漏えい拡大防止が困難な冷却系配管からの漏えい)</u></p>

### ③2023年11月14日より行っている、使用済燃料プール設備における

#### 「通報基準・公表方法」の読み替え実施箇所を反映

- 1・2号機で採用中の使用済燃料プール新温度上昇率評価式（自然放熱を考慮）について検証した結果、5・6号機及び共用プールにも同評価式を適用可能と判断した。
- 同評価式を用いてプール温度を評価した結果、崩壊熱の低下に伴い、1・2号機同様に5・6号機でも気温の高い夏季において運転上の制限値（65℃）に到達しない見込みを得たことから、5・6号機のプールの冷却が停止した場合の通報基準を、1・2号機同様の公表区分に変更する。
- 共用プールについては、冷却が停止した場合、新評価式を用いても運転上の制限値（65℃）に到達する可能性があることから、現行の通報基準を維持する。

使用済燃料プール設備 使用済燃料プール冷却系 (5・6号機、共用プール、1・2号機)	ポンプ等自動停止等	トラブル	(5・6号機、共用プール) ●一次系又は二次系の不具合により冷却が停止した場合又は急遽停止する必要がある場合 (予備機へ切り替えが可能な場合を除く(停止切り替え))	○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●応急処置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後(実施した場合) ●復旧時
			(1・2号機、5・6号機) ●一次系又は二次系の不具合により冷却が停止した場合又は急遽停止する必要がある場合 (予備機へ切り替えが可能な場合を除く(停止切り替え))	○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●応急処置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後(実施した場合) ●復旧時
2023年11月14日読み替え箇所(赤囲み部)					

#### ④ 1～3号機原子炉注水量変更時おける条件追記

- 原子炉注水設備は、燃料デブリの冷却に必要な注水量の確保に加え、原子炉格納容器（以下、PCV）水位を監視可能な範囲に維持しつつ、PCV滞留水の加重や漏洩箇所気相部露出によるPCVへの影響を可能な限り低減させるよう運用している。
- 原子炉注水量の調整は手動で行っており、原子炉注水量を常に安定させることは難しく、PCV水位が上昇・下降することから、PCV水位維持のため日常的に炉注水量の変更を行っている状況。
- PCV水位維持（水位を監視可能な範囲に維持及びPCV滞留水の変動による影響低減）を目的として、想定通りの水位変化に対して計画的に炉注水量を変更する場合には、燃料デブリの冷却に問題無い操作であるため通報から除外する。

原子炉圧力容器 ・格納容器注水設備	炉注流量変更等	操作	●設定流量を変更する場合	○	●事前（前日、遅くとも当日朝） ●変更後（実績）
			●設定流量変更を伴わない流量変更（自然増減分の調整）の場合	×	—

変更前	変更後
●設定流量を変更する場合	●設定流量を変更する場合 (原子炉格納容器の水位維持を目的とした流量変更の場合除く)

## ⑤原子炉格納容器ガス管理設備における監視対象の明確化

- 原子炉格納容器ガス管理設備は、未臨界の監視を目的としており、実施計画においても原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器（希ガスモニタ）を運転上の制限としているため、通報判断時に迷わないよう明確に記載する。

原子炉格納容器ガス管理設備	監視不能	トラブル	<ul style="list-style-type: none"> <li>●運転上の制限からの逸脱             <ul style="list-style-type: none"> <li>・A・B両系とも監視不能の場合</li> </ul> </li> </ul>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発生確認後30分以内を目安に通報</li> <li>●応急処置実施内容、実施時期</li> <li>●応急措置実施後（実施した場合）</li> <li>●復帰宣言（あるいは取下げ）後</li> <li>●復旧時</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>●1系統が監視不能となったが、もう1系統で監視が出来ている場合（監視不能となった系統をすぐに復旧できる場合は除く）</li> </ul>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発生確認後30分以内を目安に通報</li> <li>●応急処置実施内容、実施時期</li> <li>●応急措置実施後（実施した場合）</li> <li>●復旧時</li> </ul>
	遠隔監視不能	トラブル	<ul style="list-style-type: none"> <li>●監視PC及びWebカメラのいずれでも監視不能の場合</li> </ul>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>●判断後30分以内を目安に通報</li> <li>●応急処置実施内容、実施時期</li> <li>●応急措置実施後（実施した場合）</li> <li>●復旧時</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>●監視PCで監視不可だがWebカメラにて監視可能の場合</li> </ul>	×	—

変更前	変更後
監視不能	監視不能 (希ガスモニタ)
遠隔監視不能	遠隔監視不能 (希ガスモニタ)

## ⑥排水路放射線モニタトラブル時における通報除外条件追記

- 排水路放射線モニタ2系統の内、1系統の放射線モニタが明らかに異常（故障、ノイズ等）による高高警報発生と判断できる場合、他の1系統の放射線モニタに異常がなければ、排水路へ汚染水流入の監視が継続できるため、通報基準から除外することを追記。

漏えい監視設備	排水路放射線モニタ警報発生等	トラブル	<p>● B・C排水路、K排水路、A排水路、物揚場排水路、D排水路の下流に設置している構内排水路放射線モニタで高高警報が発生した場合 （排水路内作業やモニタ周りの作業（点検、清掃等）による警報発生と把握している場合は除く）</p>	○	<p>● 警報発報確認後30分以内を目安に通報（判明している範囲で第1報を入れ、情報が入ったタイミングで第2報以降を発信。漏えい停止、応急処置の方法、応急処置の実施時期の確定等状況が変わった場合も適宜発信） ● 復旧時</p>
---------	----------------	------	---	---	---

変更前	変更後
<p>● B・C排水路、K排水路、A排水路、物揚場排水路、D排水路の下流に設置している構内排水路放射線モニタで高高警報が発生した場合 （排水路内作業やモニタ周りの作業（点検、清掃等）による警報発生と把握している場合は除く）</p>	<p>● B・C排水路、K排水路、A排水路、物揚場排水路、D排水路の下流に設置している構内排水路放射線モニタで高高警報が発生した場合 （排水路内作業やモニタ周りの作業（点検、清掃等）による警報発生と把握している場合、又は2系統の内1系統のみ放射線モニタの異常（故障、ノイズ等）による高高警報発生と判断でき、残りの系統で監視が継続できる場合は除く）</p>

## ⑦地下水バイパス設備における記載の適正化

➤ 地下水バイパス設備に放水ポンプ出口放射線モニタが設置されていないため削除する。

地下水バイパス	排水停止	トラブル	<ul style="list-style-type: none"> <li>●トラブル等により排水を中断した場合、又は排水が自動停止した場合               <ul style="list-style-type: none"> <li>・放水ポンプ異常（排水自動停止）</li> <li>・放水ポンプ出口放射線モニタ「高」（排水自動停止）</li> </ul> </li> </ul>	○	●発生確認後30分以内を目安に通報
---------	------	------	---	---	-------------------

変更前	変更後
<ul style="list-style-type: none"> <li>●トラブル等により排水を中断した場合、又は排水が自動停止した場合               <ul style="list-style-type: none"> <li>・放水ポンプ異常（排水自動停止）</li> <li>・放水ポンプ出口放射線モニタ「高」（排水自動停止）</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●トラブル等により排水を中断した場合、又は排水が自動停止した場合               <ul style="list-style-type: none"> <li>・放水ポンプ異常（排水自動停止）</li> <li><del>・放水ポンプ出口放射線モニタ「高」（排水自動停止）</del></li> </ul> </li> </ul>

## ⑧-1 記載の適正化（通報基準・公表方法内の記載統一）に伴う改訂

- 汚染水と判断できない状況で漏えい通報を行う項目において、現場確認や分析の結果などにより汚染水ではないと判断した場合の記載がない項目に追記する。

漏えい検知器動作	トラブル	<ul style="list-style-type: none"> <li>●設備からの漏えいにより漏えい検知器が動作した場合（現場確認した上で判断）</li> <li>●現場状況により速やかに現場を確認できない場合には、確認結果を待たずに通報</li> <li>●現場確認（webカメラによる確認を含む）の結果、漏えいを確認した場合は「水漏れの発見」に則り通報の有無を判断</li> </ul>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>●現場確認の結果、30分以内を目安に通報（判明している範囲で第1報を入れ、情報が入ったタイミングで第2報以降を発信。漏えい停止、応急処置の方法、応急処置の実施時期の確定等状況が変わった場合も適宜発信）</li> <li>●復旧時</li> </ul>	C	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>●漏えいを確認した場合は「水漏れの発見」に則り公表区分を判断</li> </ul>
----------	------	---	---	--	---	---	---	---	--

漏えい、溢水の発見	トラブル	<ul style="list-style-type: none"> <li>●バトロール等においてタンク、連絡配管からの漏えい、堰内の水の溢水を確認した場合</li> <li>※以下のような場合は除く</li> <li>●予め養生を設けるなど管理された状態において水漏れを確認した場合</li> <li>●弁グラウンド部等からの滲みや滴下程度の水漏れで、増し締め等の簡易な補修により速やかに漏えいを停止できる場合</li> <li>●堰内での水漏れで堰外への流出の恐れはなく、周辺にある設備や外部への影響もないと判断できる場合（拭き取り等の簡易な処置により漏えい水を処理できる場合）</li> <li>●堰外での水漏れで漏えい量が微量かつ範囲も限定的（その場に留まっている場合）であり、周辺にある設備や外部への影響がないと判断できる場合（微量とは1リットル程度）</li> </ul>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発生確認後30分以内を目安に通報（判明している範囲で第1報を入れ、情報が入ったタイミングで第2報以降を発信。漏えい停止、応急処置の方法、応急処置の実施時期の確定等状況が変わった場合も適宜発信）</li> </ul>	C	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>●漏えい、溢水を発見した場合</li> </ul>
					A	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>●汚染水の構外への流出及び流出の可能性がある場合</li> </ul>
					B	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>●分析の結果、高濃度の汚染水（10<sup>5</sup>ヘクレル/L以上）の場合で堰外へ漏えいした場合</li> </ul>

変更前	変更後
<ul style="list-style-type: none"> <li>●漏えいを確認した場合は「水漏れの発見」に則り公表区分を判断</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●漏えいを確認した場合は「水漏れの発見」に則り公表区分を判断</li> <li>●分析の結果などにより汚染水ではないと判断した場合には公表区分その他に変更</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●漏えい、溢水を発見した場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●漏えい、溢水を発見した場合</li> <li>●分析の結果などにより汚染水ではないと判断した場合には公表区分その他に変更</li> </ul>

## ⑧-2記載の適正化（通報基準・公表方法内の記載統一）に伴う改訂

- 消防による火災や危険物の漏えいの判断が必要な項目で、火災や危険物の漏えいではない判断時に公表区分「その他」に変更することを追記、また、消防が来所しない場合の記載を削除する。

火災・火災報知器作動	トラブル	●火災を発見し、119番通報した場合	○	●確認・消防通報後30分以内を目安に通報 ●鎮火後 ●現場の詳細な確認結果 ●消防による鎮火判断後	B	○	○	○	
		●火災報知器が動作し、誤発報との判断ができない場合	○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●現場確認後（火災又は誤警報判断後）30分を目安に通報	C	○	○	○	

発煙・焦げ跡の確認	トラブル	●火災のおそれありとして消防に通報した場合（消火活動を必要としない場合）	○	●確認・消防通報後30分以内を目安に通報 ●発煙停止後 ●現場の詳細な確認結果 ●消防による判断後（火災か否か）	C	○	○	○	●消防により「火災」と判断された場合は公表区分C ●消防により「火災ではない」と判断された場合や消防が来所しない場合は公表区分その他に変更
油漏れ／危険物漏れ／有害物質漏れ	トラブル	●漏えいが確認され、漏えい拡大・火災への発展等のおそれがあり、消防に通報した場合	○	●確認・消防通報後30分以内を目安に通報 ●消防による判断後（危険物の漏えいか否か）	C	○	○	○	
		●漏えいが確認され、消防に通報した場合	○	●確認・消防通報後30分以内を目安に通報 ●消防による判断後（危険物の漏えいか否か）	E	-	-	○	●消防により「危険物の漏えいではない」と判断された場合は、公表区分その他に変更

変更前	変更後
(2箇所)	●消防により「火災ではない」と判断された場合は公表区分その他に変更
●消防により「火災」と判断された場合は公表区分C ●消防により「火災ではない」と判断された場合や消防が来所しない場合は公表区分その他に変更	●消防により「火災」と判断された場合は公表区分C ●消防により「火災ではない」と判断された場合や消防が来所しない場合は公表区分その他に変更
	●消防により「危険物の漏えいではない」と判断された場合は公表区分その他に変更

## ⑧-3 記載の適正化（通報基準・公表方法内の記載統一）に伴う改訂

- 救急車で搬送することとなる項目で、通報のタイミングに「搬送時刻（出発、到着時刻等）」の記載がない項目に追記する。

作業に起因するけが、熱中症の発生	トラブル	●作業に起因する負傷等で死亡者が発生した場合	○	●死亡診断が出された後	A	○	○	○	
		●作業に起因する負傷等で重篤者（意識不明、心肺停止等）が発生した場合	○	●搬送依頼後30分以内を目安に通報 ●医師の診断結果が出た後	B	○	○	○	
		●死亡者・重篤者以外の作業に起因する負傷等で、救急車・ドクターヘリで病院へ搬送した場合	○	●搬送依頼後30分以内を目安に通報 ●搬送時刻（出発、到着時刻等） ●医師の診断結果が出た後	C	○	○	○	
		●作業に起因する負傷等で業務車等で病院へ搬送し医療行為を受けた場合（翌日病院へ行った場合を含む）、又は集団感染の発生などで作業に影響が出る場合	○	●医師の診断（作業起因による1日以上の休業又は感染症による休業）が出た後	E	-	○	○	
その他疾病の発生（発生時に作業との因果関係が不明のものを含む）	-	●死亡者、重篤者（意識不明、心肺停止等）が発生した場合	○	●搬送依頼後30分以内を目安に通報 ●死亡診断が出された後 ●医師の診断結果が出た後（診断結果が内因性的場合には病名は記載しない）	D	-	○*	○*	●夜間・休日を含め、後日、作業との因果関係が認められた場合は速やかに一斉メール送信（公表区分A扱い） ※診断結果が内因性的場合には病名は記載しない
		●死亡者・重篤者以外で救急車・ドクターヘリで病院へ搬送した場合	○	●搬送依頼後30分以内を目安に通報 ●搬送時刻（出発、到着時刻等） ●医師の診断結果が出た後（診断結果が内因性的場合には病名は記載しない）	E	-	-	○*	※診断結果が内因性的場合には病名は公表しない

変更前	変更後
<ul style="list-style-type: none"> <li>●搬送依頼後30分以内を目安に通報</li> <li>●医師の診断結果が出た後</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●搬送依頼後30分以内を目安に通報</li> <li>●搬送時刻（出発、到着時刻等）</li> <li>●医師の診断結果が出た後</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●搬送依頼後30分以内を目安に通報</li> <li>●死亡診断が出された後</li> <li>●医師の診断結果が出た後（診断結果が内因性的場合には病名は記載しない）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●搬送依頼後30分以内を目安に通報</li> <li>●搬送時刻（出発、到着時刻等）</li> <li>●死亡診断が出された後</li> <li>●医師の診断結果が出た後（診断結果が内因性的場合には病名は記載しない）</li> </ul>